

令和7年8月28日

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職  
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 件 名     | 除塵車(車体番号31793)バッテリー交換(オープンカウンタ方式による) |
| 2 業 務 場 所 | 埼玉県行田市大字須加字船川4369 水資源機構利根導水総合管理所     |
| 3 業 務 期 間 | 契 約 締 結 の 翌 日 から 20日間                |
| 4 内 容 等   | 別途交付する仕様書等のとおり                       |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得書等を熟覧のうえ提出してください。

### 記

- |                                                                                              |                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 現 場 説 明                                                                                    | 実施しません。                                                                                                                                                                            |
| 2 見 積 参 加 要 件                                                                                | 本店、支店又は営業所が、埼玉県若しくは群馬県に所在し、仕様書のとおり業務の実施が可能な者。                                                                                                                                      |
| 3 見 積 書 等                                                                                    |                                                                                                                                                                                    |
| 1) 様 式 等                                                                                     | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。                                                 |
| 2) 提 出 方 法                                                                                   | 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載)                                                                                                                                             |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限                                                                             | 令和7年9月9日 10:00 まで                                                                                                                                                                  |
| 4) 提 出 先                                                                                     | 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所<br>FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_tonedo@water.go.jp                                                                                                        |
| 5) 担 当 者                                                                                     | 総務課 契約担当                                                                                                                                                                           |
| 6) 質 問 書 提 出 期 限                                                                             | 令和7年9月3日 10:00 まで                                                                                                                                                                  |
| 7) 見 積 日 時                                                                                   | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。                                                                                                                                                  |
| 8) 見 積 回 数                                                                                   | 2回を限度とする。<br>なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年9月10日 10:00までとします。                                                         |
| 9) そ の 他                                                                                     | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。<br><br>②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果                                                                                    | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。                                                                                                   |
| 5 そ の 他                                                                                      |                                                                                                                                                                                    |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された課税対象の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に課税対象外 |                                                                                                                                                                                    |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</u>                                             |                                                                                                                                                                                    |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。                                                 |                                                                                                                                                                                    |

## 仕 様 書

### 1. 件 名

除塵車（車体番号31793）バッテリー交換

### 2. 業務実施場所

埼玉県行田市大字須加字船川4369

独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所

### 3. 実施期間

契約の締結より20日間

### 4. 対象車両

（1）車名・登録番号 コマツPC78US-10

（2）車台番号 31793

### 5. 業務内容

（1） バッテリーの消耗が著しく、現在車両が動かない状況なので、バッテリーを新品と交換するものである。交換するバッテリーは新品の「85D26L」とする。

個数は2個である。

（2） 新旧のバッテリーの交換取付を行い、古いバッテリーを引取り処分を行うこととする。

### 6. その他

（1） 業務実施の日時については、発注者と受注者が打ち合わせることとする。

（2） 業務上において、対象車両または付属設備等に受注者の重大な過失により損害を与えた場合は、受注者の負担にて賠償すること。

（3） 業務を行う中で、修理または部品の交換が必要となった場合は、受注者は発注者に報告し、発注者と協議のうえ契約を変更するものとする。

（以 上）